

## 平成 30 年度第 1 回自然再生専門家会議 議事概要

日時:平成 30 年 8 月 2 日(木) 9:00~11:00

場所:経済産業省別館 302 各省庁共用会議室

出席者(敬称略):

(委員長) 鷺谷 いづみ

(委員) 今村 信大 大河内 勇 小林 達明 佐々木 淳 志村 智子  
辻本 哲郎 中村 太士 守山 拓弥 山本 智子

(関係省庁)環境省、農林水産省、国土交通省から関係者

会議は公開にて行われた。

事務局からの説明に先立ち、出席した委員より現行の自然再生基本方針を含めて自然再生の制度についての意見をいただいた。委員からの意見は以下のとおり。

○全国で行われている自然再生事業の実施内容、実施箇所、実施主体等の状況を整理すべきでないか。自然再生の実施状況等は地方へ情報共有を行うとともに自然再生の推進を PR していくことが重要だと思う。

○現在の自然再生基本方針の体裁は分かりにくく、構成の整理を要する。外来種については、環境省が作成した外来種被害防止行動計画に合わせた修正も必要である。最近の生物多様性の減少に関連したアンユースの問題も記述が必要だと思う。また、小規模の取組をどういう枠組みで奨励するかを考えるとともに、優れた自然再生の取組についてはホームページ等で紹介するなど国民に PR していくことも必要である。

○自然再生推進法と同時期に制定された景観法と比較すると、自然再生推進法は、当初想定していた成果に至っていないため、その理由をしっかりと考えて、基本方針で使いにくい部分は見直すといよい。自然再生の取組の中には外来種の繁茂などの問題が発生している事例もあり、技術指針などがあってもよいと思う。

○法定協議会化するインセンティブが不明瞭であるとともに、実施者にもほとんど認知されていないと思う。自然再生の枠組に入らない取組も多くあり、それらも含めて集約して PR することが重要だと思う。既存の様々な取組を支援する枠組みも自然再生の推進には重要だと思う。また、基本方針に気候変動との絡みのようなコベネフィットも取り入れてはどうか。

○自然再生推進法が施行されてから、とても前向きな自然再生が実施されていると思う。法の制定当初懸念していた問題のあるような自然再生事業の発生は抑えられていると思う。今後は、過去の開発行為に対する自然再生だけではなく、現在行われている開発の代償措置として実施される自然再生でも法定協議会が開かれるような仕組みがあるとよいと思う。

○基本方針と生物多様性国家戦略などの大きな枠組みとの関連性や、基本方針の下にある仕組みとの関連性の構造を明確にしてほしい。自然再生は、河川・農地などの国土のある部分で閉じるものではないことから、三省連携の仕組みは不可欠である。また、現在の基本方針は単に文章が羅列された状態であるため、基本方針の構造が明確になるような表現をしてほしい。

○昨今の災害発生や人口減少の問題に対し、管理を維持すべきであったり、自然に戻す必要があったりして、自然再生推進法を活用してどう対応できるのかを理路整然と整理するのは難しい。例えば災害が発生した時に、事前に Eco-DRR の考え方が必要であると宣言されていれば、地方自治体も今までとは違った対応ができるのではないかと。また、保護増殖事業の枠組みを活用するなど、別の枠組を上手く組み合わせる考え方が必要である。

○現場にある様々な小さな自然再生の活動をどうやって伸ばしていくか、拾い上げていくかという点が自然再生を進めていく上で重要である。このような自然再生は活動を広げて法定協議会にするより、いかに持続させていくかに力点がおかれている。特に農村部では人口減少が問題となっており、本当に活動を広げていけるのか疑問である。一方、行政が中心になって実施してきた自然再生事業も重要な意味があり、今後、産業が衰退した場所の跡地利用に自然再生事業が有効に使われると思う。また、基本方針では自然再生の考え方を明示し、法定協議会の基本事項や実施計画作成等の技術的な事項は別途考えてはどうか。

○基本方針の見直しに生態系の防災・減災機能の項目が入ったことは良いが、実施例が少ないのは自然再生の枠組みを使い切れていないためではないか。自然再生事業による防災・減災機能の発揮の情報を整理し、実施者に提供することが重要である。しかし、市町村では仕組みの活用は難しく、国から都道府県を通じて動かしてほしいと思う。また、自然再生と防災や地域振興との間にコンフリクトが生じた時の問題解決を図るため、地方自治体への支援がほしいと思う。

○委員より本質的な意見を頂いたが、大きく3つに分ける。①基本方針において、まず自然再生の基本的な考え方、仕組みを述べておいて、協議会を作るとどのような有利な点があるかを深めて記すことが重要ではないか。②重要性が高まった「人口縮小社会」、「土地の低利用」や「災害多発時代」といった問題について、自然再生事業として何かできるか考えるべき。③生物多様性とは別の問題とのコベネフィットのことについて、両方に利益になるよう事業を進めるよう検討する必要がある。またその他として、構造化されずに書かれており読みにくく分かりにくいといった、基本方針の書き方についての意見もあった。

【議題1 自然再生事業のレビューについて】

【議題2 自然再生基本方針の見直しについて】

続いて事務局より、自然再生事業のレビュー、自然再生基本方針の見直しについてパワーポイント資料で説明があった。その後、レビューの結果や課題、基本方針見直しに向けた論点などを確認した。委員からの主な質問及び意見は以下のとおり。

○小さな自然再生は間違っただけをすると取組数が多いだけに影響があるため、科学的視点のチ

エック体制が必要である。また、生態系ネットワークの形成において、河川と農業水路のつながりが課題となるところもあり、自然再生推進法により対応できる可能性がある。ただし、生態系ネットワーク形成においては外来種の進入防止に注意を要する。

⇒○農村では多面的機能支払制度等の支援を受けて、外来種対策、絶滅危惧種の保全活動の小さな自然再生のような活動を行っている地域もあり、そうした地域への情報提供も重要である。生態系ネットワーク形成における外来種侵入対策については、科学的知見に基づく計画や順応的な取組が必要である。

○基本方針の中での協議会の位置づけが、よく分からない。基本方針の中に、まずは基本的な方向として自然再生を進めていく理念をしっかりと書いて、その上で仕組みを記述してほしい。

⇒○基本方針を読むと理念や仕組みが理解できるよう作成いただくとよい。

○基本方針の見直しにおける課題への対策としては、主に情報収集・提供となっており、このままでは現状は改善しないと思う。もう1歩踏み込んだ具体的な記載をしていただきたい。また、地域循環共生圏についても予算的な措置があるならば説明を頂きたい。

○私も現状ではインパクトは弱いと思う。生態系の防災・減災、気候変動の適応は確実に対応しなければ自然再生の未来はない。また、ヒアリングでは自然再生へのニーズについて、外部の者にも意見を聞くべきである。その他、基本方針に記載する用語では「生態系ネットワーク」は「緑のネットワーク」ぐらいの一般に理解しやすい用語を採用すべきと思う。

○法律に則って自然再生を行うかどうかは、自然再生を実施するメリットやインセンティブがあるかだと思ふ。森林認証制度のような認証制度による「お墨付き」があれば、自然再生のインセンティブになると思う。

⇒○インセンティブとしては経済的メリットだけでなく社会的メリットも考えられる。

### 【議題3 その他】

その他の報告事項はなかった。